

平成 28 年 8 月 8 日

一般財団法人 都市技術センター 包括事業部
北部下水道事務所海老江管路管理センター
電話：06-6462-3919

海老江管路管理センターにおける「工事施工の通知書類（民間企業工事）」
の一時紛失について

当財団では、下水道の維持管理業務を大阪市から受託しておりますが、この度、当財団の事業所である海老江管路管理センター（以下「センター」という。）において、民間企業から提出のあった工事施工の通知書類※（以下「施工通知」という。）を一時紛失していたことが判明しました。

個人情報及び法人情報が記載されている書類を一時紛失するという重大な事態を発生させましたことを深く反省いたしますとともに、関係者の皆様方に多大なご迷惑をおかけし、市民の皆様への信頼を損ねたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

※ 「工事施工の通知書類」とは、申請企業が工事を行うに際し、管理施設への支障の有無について確認を依頼する書類です。

1 経過と概要

- 平成 28 年 7 月 28 日（木曜日）午前中に、センター職員（4 名）が、提出された施工通知の現地確認を実施するため、北区内 8 か所の巡回調査を行っていました。調査に際しては、施工通知 8 通を一つのバインダーに挟み、各現場において該当箇所の書類を広げ、現場状況の確認を行っていました。巡回調査終了後、施工通知の 1 通を紛失していることに気が付かないまま事務所に戻り、施工通知一式をバインダーからはずし封筒に入れて事務所内に保管していました。
- 紛失した施工通知は、北区内で宅配業者が拾得し、当該施工通知を提出した企業の社員が宅配業者から連絡を受けて宅配業者事務所に受け取りに行き、その後、平成 28 年 8 月 4 日（木曜日）午前中に、企業の担当者がセンターを来訪し、当該書類についてセンター担当者に確認を求めたことにより、施工通知を紛失していることが判明しました。
- 8 か所の巡回調査実施時の何れかの場所において、施工通知 8 通のうち 1 通を紛失したものであると思われま。
- 当該施工通知については、平成 28 年 8 月 4 日（木曜日）に申請企業から返却いただき、センターにおいて保管しています。
- 平成 28 年 8 月 4 日（木曜日）午後、申請企業に対しまして、センターがお詫びと事実説明を申し上げ、ご了解をいただいております。

2 一時紛失していた施工通知に含まれる個人情報及び法人情報

- ・個人情報：申請企業担当者の氏名（3名分）及び印影（1名分）
- ・法人情報：法人が所有する施設の図面

3 発生要因について

現場の巡回では複数の箇所をまわるため、複数の施工通知を携行することとなり、現場で施工通知を出し入れすることにより、書類が輻輳し、8通のうち1通を紛失したものと考えられます。

また、現場巡視の事前事後において、施工通知の所在の確認を徹底していなかったことも、要因であると考えられます。

4 再発防止策について

当財団といたしましては、施工通知をはじめ工事関係書類全般について、管理を徹底するよう、改めて周知を図ります。

併せて、全職員に対しては、これまでも一般財団法人都市技術センター個人情報保護規定をはじめとする個人情報等の保護に関し指導を行ってまいりましたが、今回、個人情報及び法人情報が漏えいしたことを厳粛に受け止め、このような事故が再度発生しないよう全職員に対し、改めて、当該業務が個人情報及び法人情報を取り扱う業務であり、書類の取扱いにおいて細心の注意を払うとともに、厳重な保管管理を図るよう指導を行います。